

5 消安第 3129 号  
令和 5 年 9 月 5 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則の  
一部改正について

オーストラリア産マンゴウの生果実の輸入に関し、「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年農林水産省令第 44 号）及び「植物防疫法施行規則別表 2 の付表第 2 のオーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する告示」（令和 5 年 9 月 5 日農林水産省告示第 1091 号）が本日付で公布及び施行（別添 1 及び別添 2）されたことに伴い、「オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」を一部改正（別添 3）したのでお知らせします。

ついては、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。